	2	令和元年度	第3回	岐阜県内水面漁場管理委員会	議事録
1.	開催				
	令和元年 ]	12月20日	(金)	13:30~15:30	
2.	開催場所				
	水産会館	2 階会議室			
3.	出席者				
	委員の定数	文 13名			
	出席委員	11名			
4.	議事事項				
	議第 5 号	引 増殖指示	数量の基	本方針について	
	議第 6 5	子 令和2年	の増殖指	示数量に関する方針について	
	議第 75	子 令和元年	放流実績	及び令和2年増殖指示数量につ	いて
5.	議事の経過	<u> </u>			
	別添のとお	さり			
			•••••		
			•••••		

# 会 議 録

発	言	者	発言内容
開会	開会		
事	務	局	本委員会定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員
			会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会		長	議事録署名者を依頼。
【諸	義第	5 号	力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事	務	局	漁業法第130条第3項及び平成24年6月8日付け水産庁長官通達に基
			づき、魚種別増殖方法及び指示数量を決定するため、本委員会は「増殖指
			示数量の基本方針」を定めている。当該基本方針は平成27年12月18
			日に最終改正しているが、今回新たに渓流魚の増殖について以下を改正す
			る。
			【改正内容】
			1. 新しい放流方法は稚魚放流量の 1/2 までの制限を撤廃
			2. 人工産卵場造成の稚魚放流換算量の変更
			【改正理由】
			1.現行の方針では稚魚放流量の 1/2 しか新しい放流方法を使えないため、
			制限を撤廃。
			2. 現行の産卵場造成のアマゴ・ヤマメ 11 か所、イワナ 18 か所につき稚
			魚 1kg という換算は、稚魚放流より産卵場造成費用の方がはるかに高
			く、本増殖方法の普及を考えていく上で障害であるとの指摘があった
			ため、増殖に係る費用が同じになるように見直す。これに伴い産卵場
			造成時に造成面積が分かるように写真にはスケールを入れるようにす
			る注意書きを加える。
			【妥当性】
			1. 稚魚放流量 1/2 枠については、技術不足により失敗するリスクを考慮
			して設定したが、導入後5年経過しており、毎年水産研究所により技
			術研修も行われていることから、技術取得が進んでいると考えられる。
			2.水産庁のマニュアルより人工産卵場造成の造成費用は1㎡あたり3,960
			円であることが分かっており、この造成費用を稚魚 1kg あたりに必要
			な増殖経費で割って稚魚 1kg あたりに相当する人工産卵場の面積を算
			出した。
委		員	技術的なスキルに場所の選定も含まれているという理解で良いか。
事	務	局	その通りです。
委		員	実際、産卵場造成は行われているのか。

事	務	局	今までは11カ所の産卵場を作らないと、稚魚1kg分を満たすことが
			できなかったため、漁協の経済的負担が大きく行われていない。そういう
			背景があって今回改正案になる。

「増殖指示数量の基本方針」の改正を可決。

#### 【議第 6号】令和2年の増殖指示数量に関する方針について

#### 事 務 局

漁業法第130条第3項及び「増殖指示数量の基本方針」に基づき、令和2年の魚種別増殖方法及び指示数量を決定するため、「令和2年の増殖指示数量に関する方針」を定めるもの。

## 【改正内容】

- 稚魚 1 kg 放流に相当する新しい換算量の決定 発眼卵埋設量は 1,100 粒、親魚放流は 1.5 kg、 産卵場造成面積は 0.77 ㎡
- 2. ニジマスについては、増殖指示数量の基本方針の2の指示数量の算定に従い増量指示しなければならない場合にも、指示数量を増量しない。

### 【改正理由】

- 1. 稚魚放流 1 k g 当たりに必要な増殖経費、発眼卵埋設 1 kg (1万粒) 当たりに必要な増殖経費及び雌親魚 1 kg 当たりに必要な増殖経費を基 に、各増殖方法の換算量を求めたもの。
- 2. ニジマスを漁業権魚種とする以上、増殖指示を出さざるを得ないが、 水産庁から産業管理外来種に指定されている国外外来魚であり、内水 面漁場管理委員会として積極的に増殖を図る魚種ではないため。

#### 委 員

イワナ・ヤマメ・アマゴが禁漁になっている冬場の対象魚としてニジマスは貴重だったが、昨今、冬場にニジマスを狙って川に入る人がほとんどいなくなってきた中で、外来種であるニジマスの放流をそろそろ見直すべきだという議論が以前あったと記憶しているが、どうなったか。

#### 事務局

ニジマスについては、産業管理外来種として今までも議論をしてきたところ。今のところニジマスを漁業権魚種から外す全国的な動きはない。ニジマスの放流は冬場の対象魚種というより、特定釣り漁場として必要だから。特定釣り漁場は漁業協同組合が運営していますが、ニジマスでないと釣れないという事情があり、どうしてもニジマスを漁業権魚種にする必要があります。

# 委 員

そういう必要性があって、これまでこの体制でやってきたというのは理 解している。ただ、この先を考えたときに、正直、漁協も水産業だけでは

1			
			生業としてやっていけない時代がやってきている。ただ、漁協がなくなる
			と河川の環境は悪化する。これから漁協は、河川環境を守っているという
			立場になって多目的なことをやっていることを PR しなければならないの
			で、この問題は積極的に携わっていくべきと考える。この先の次期漁業権
			の免許の時にこのことを念頭に置いて進めていただきたいと思う。
			「増殖義務」という言葉の定義というのは、河川の生息量を一時的でも
			上げるという意味か、それとも増殖するという意味なのか。
事	務	局	「増殖」というのは、魚を増やすことが目的です。漁業権を得るために
			魚種ごとに漁業権が与えられていて、ニジマスを漁業権魚種とする以上は、
			何らかの増やす対策が必要です。ですから、ニジマスを漁業権魚種とする
			ためには少しでも放流をしないと法律上の整理が付かないということであ
			ります。
委		員	特定釣り漁場においても漁業権対象魚種になるのか。
事	務	局	特定釣り漁場でニジマスを使うのであれば、漁業権魚種として認可を受
			ける必要がある。無理やり指示を出しているわけではなく、例えば10k
			gという最低限の量にして、法律との整合を取っている状態。
			ニジマスに関する次期漁業権の話は、県内にいくつかある特定釣り漁場
			に深刻な影響を与える話になるので、慎重な議論が必要になると考えます。
			基本方針2を見ていくと、たくさん魚を放流した場合は翌年もさらに放
			流するよう指示するという方針になっています。実際には岐阜県下でニジ
			マスは人を呼べる効果があるので、管理釣り場だけでなく、義務放流数以
			上に放流している漁協があります。ルール通りだと増量指示をしなければ
			ならなくなりますが、漁場管理委員会として、外来魚に関しては積極的に
			増やさないという姿勢を明確にするため今回改正するものであり、今回の
			議案の方向性は委員のご指摘と一致しています。
委		員	ニジマスは主にダム湖に放流することが多いが好評、マス釣り大会でも
			好評。
事	務	局	次期漁業権におけるニジマスの扱いについては、漁協がどの程度ニジマ
			スを利用したいと思っているかを整理して、その上で議論すべきと思う。
委		員	参考までに、私のところの漁協では、管理釣り場でニジマスを放流して
			も、増水で下流にニジマスが流れないような対策をとっている。
事	務	局	漁協によっては、ニジマスは絶対だめということで、漁業権魚種にせず
			特定釣り漁場での利用を禁止しているところがある。一方で、漁協によっ
			ては特定釣り漁場だけではなくて、積極的に川に放しているところもある。
			このようにニジマスについては漁協によって考え方、対応が異なっている
			ため、漁協のニーズなどの状況を整理するところから始める必要がある。

委		員	人工産卵床について、可能であれば、もっと緩くして、推進していくよ
			うにできないか。今、種苗放流とイコールとなるように算定されているが、
			もっと積極的に取り組んでいけるようにはならないか。
事	務	局	委員の方々がそのように考えられるのであれば可能。漁業権が与えられ
			ていて、漁場の生産力をできる限り引き出すという指示をするというのが、
			漁場管理委員会の一つの責務。まず、岐阜県の川にはどのくらいの魚が入
			ることができるのか、つまり、面積と魚の生息密度から適正増殖目標量を
			作成している。これを超えては増やす必要はなく、適正増殖目標量に達し
			ている場合はそれ以上の増殖は不要。しかし、適正増殖目標量には全く届
			いていないというのが現状。そうなると、委員会の指示としては、適正増
			殖目標量を目指し最大限の努力を引き出せるように指示しないといけな
			い。適正増殖目標量を達成する上での制限要因は、ひとえに漁業協同組合
			の経営。現実的には、前年の放流が経営的に可能な放流なので、その放流
			を継続してもらい、その放流が経営的に厳しくなったのであれば、ご相談
			くださいというのが、現状の調整。このように魚の増殖量が金額的な原因
			で制限されている中で、同じ経費でできるだけ魚を増やしてほしい意図を
			込めて、このような、費用がイコールとなるような案としている。
委		員	漁協の経営状況も悪化し、増殖もこのままだとジリ貧になっていく。放
			流以外の方法で増殖を行うこともよいのではないか。効果検証が難しいと
			は思うが、例えば3年間は放流の一部を放流以外の方法に置き換えやすい
			ようにして、促していくのも良いのではないか。例えば換算率を緩くする
			のはどうか。
事	務	局	一つの考え方としてありうる。実際、自然再生産による資源量への貢献
			は大きい。ただ、算定根拠をどうするのかという問題はある。
委		員	人手の問題は考慮されているか。
事	務	局	資料の換算率は、労務込みの換算になっている。

令和2年の増殖指示数量に関する方針の改正を可決

## 【議第 7号】令和元年放流実績及び令和2年増殖指示数量について

事務局 漁業法第130条第3項の規定により、令和元年の指示数量に対する放流実績を確認し、併せて、令和2年の増殖指示数量を決定するもの。 【令和元年の放流実績の確認】 1.指示数量を履行したか否かは、漁業権者が漁業法上の増殖義務を果たしているか否かの判断材料となることから、放流実績が「指示数量未満」となっている場合は審査し、措置を検討する必要がある。

- 2. ウナギについては、前回の委員会で指示数量の1/2以上とする減量措置を行っており、いずれの漁協もそれに従って放流を実施。
- 3. 各漁協の放流実績は、ほぼ指示数量を上回るが、9漁協(11漁業権)が指示数量未満の放流(内共第5号のフナ、内共第6号のアユ、内共第14号のコイフナ、内共第17号のアマゴ、内共第20号のウナギ、内共第21号のアマゴ・ニジマス・ウナギ、内共第22号のアユ・ウナギ、内共第31号のアマゴ・ワカサギ卵、内共第42号のニジマス、内共第43号のニジマス、内共第47号のアユ)
- 4. 指示数量未満の放流への対応
  - ・不足分を令和2年の指示数量に加算(基本方針の4) 内共第20号のウナギ、内共第21号のニジマス、内共第22号の アユ・ウナギ、内共第42号のニジマス、内共第43号のニジマス
  - ・加算の必要なし(基本方針4と基本方針9の基準を満たすなどの適正 な理由がある場合には、加算しない)

内共第5号のフナ、内共第6号のアユ、内共第14号のコイフナ、 内共第17号のアマゴ、内共第21号のアマゴ・ウナギ、内共第31 号のアマゴ・ワカサギ卵、内共第47号のアユ

#### 【令和2年の増殖指示数量】

・指示数量に対する減量要望2件、

内共第9号揖斐川中部漁業協同組合

組合員の減少により賦課金、行使料とも減少していること、遊漁料収入についても放流経費の半分未満になっていることから、組合経営が厳しく、毎年赤字経営が続いているため、アユの指示数量を現行の1,800kgから1,400kgに、アマゴの指示数量を現行の256kgから170kgに減量するもの。

内共第16号長良川中央漁業協同組合

過去3か年で赤字額が増加し、漁協経営が厳しい状況であるため、アユの増殖指示数量を9,941kgから9,000kgへの減量するもの

- ・両漁協の指示数量の減量については「増殖指示数量の基本方針10」または「増殖指示数量の基本方針12」の減量の要件に適合
- ・その他は指示数量を履行したため、昨年度の加算分を減量するもの。
- ・以上の結果を踏まえ、令和2年の各魚種の増殖指示数量(案)は、令和元年より増量が2漁業協同組合4漁業権、減量が16漁業協同組合(共有含む)15漁業権。

意見及び質問無

「令和元年放流実績及び令和2年増殖指示数量について」は原案のとおり可決。

閉会

会長が挨拶し、閉会を宣言。